

令和2年7月1日  
学校健康推進課

損害賠償請求事件について

- 1 事件名 損害賠償請求事件
- 2 訴状送達日 令和2年6月12日  
(口頭弁論期日 令和2年7月13日)
- 3 当事者 原告 甲及び甲 [REDACTED]  
被告 世田谷区

4 内容 (原告の主張)

当時 [REDACTED] の原告甲は、 [REDACTED] に区立 [REDACTED] [REDACTED] に参加した際に、宿泊したホテルの浴室において、他の [REDACTED] が開けたドアにアキレス腱付近があたり (以下「本件事故」という。)、後日左アキレス腱断裂の診断を受けた。

本件事故は、学校教育活動の一環として行われたにもかかわらず、 [REDACTED] [REDACTED] に参加した教諭らは、 [REDACTED] だけで浴室に入室させるなど、 [REDACTED] の生命身体  
の安全配慮義務を怠った。また、本件事故の原因の究明を強く求めていたにもかかわらず、これを怠り、原告甲に怪我を負わせた行為者を特定するに至らなかった。

以上により、被告は国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任があるとし、損害賠償金、4,120万円余を原告に対し支払うよう求めている。

(甲の損害：21,207,800円、甲 [REDACTED] の損害：

10,000,000円、甲 [REDACTED] の損害：10,000,000円)